

地域包括医療・ケア認定制度について

(申請要領)

令和 4 年 10 月 19 日

**公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
公益社団法人 全国自治体病院協議会**

地域包括医療・ケア認定制度について

I 目的

地域包括医療・ケア認定制度は公益社団法人全国自治体病院協議会(以下「全自病協」という。)と公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会(以下「国診協」という。)が地域包括医療・ケアの専門性の確立と向上、地域包括医療・ケアを実践している医療機関の機能向上、医師、歯科医師及びコ・メディカル職員の意識高揚と資質向上を図り、地域包括医療・ケアの実践に関する国民の理解を深め普及推進を図るとともに地域住民が安心して相談、利用できる体制を充実すること等を目的として行うものです。

全自病協は、全国の自治体立病院を会員とし、全国1,000有余の自治体立病院のネットワークの下、適切な医療提供体制を確保し、人々が安心してよい医療を受けることができるよう様々な事業を行っています。

国診協は、国の社会保険制度の一つである国民健康保険の保険者である市町村が設置した診療施設(病院・診療所)(以下「国保直診」という。)を会員とする団体であって、国保直診及び国診協の基本理念である、「地域包括医療・ケア」の実践を目指して活動しています。

「地域包括医療・ケア(システム)」とは

保健(健康づくり)、医療、福祉(介護)サービスを一体的に提供することです。

- ・地域に包括医療・ケアを、社会的要因を配慮しつつ継続して実践し、住民がすみなれた場所で安心して生活できるようにそのQOLの向上をめざすもの
- ・包括医療・ケアとは治療(キュア)のみならず保健サービス(健康づくり)、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを包含するもので、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加のもとに、地域ぐるみの生活・ノーマライゼーションを視野に入れた全人的医療・ケア
- ・換言すれば保健(予防)・医療・介護・福祉と生活の連携(システム)である
- ・地域とは単なるAreaではなく、Communityを指す

(山口 昇)

II 認定の申請

認定を受けようとする場合は別紙の認定審査申請書を郵送により提出してください。

送付先 公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会

〒105-0012 東京都港区芝大門2-6-6 4階

(注 封書の表に「認定」と記入してください)

(注 必ず担当者と担当者連絡先をご記入ください)

認定審査料振込み先

みずほ銀行町村会館出張所

普 2689172 シヤ センコクミンケンコウホケンシシリョウシセツキヨウギカイ

III 認定施設、認定医、認定専門職の認定方法

1 認定は認定施設、認定医、認定専門職からの申請に基づいて、次の要件を満たしているかどうかを審査します。

○ 所属要件（共通）

- ①全自病協の会員施設であること
- ②国診協の会員施設であること
- ③全自病協の会員施設又は国診協の会員施設ではないが、地域包括医療・ケアを実践している施設であること

○ 実績要件

(1) 認定施設

次に掲げる3項目の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 地域包括医療・ケアを実践する実績が5年以上あること
- ② 所属職員が地域包括医療・ケアに関する学会・研究会への参加又は地域包括医療・ケアに関する研究の実績があること
- ③ 新臨床研修制度に積極的に取り組み、研修医の受け入れ・指導に意欲があること

①の地域包括医療・ケアの実績は次の大分類-1及び大分類-2の要件に該当するものであること

大分類-1 全人的医療を行っていること

次の5項目のうち、3項目以上に該当していること

- ① 患者を診断治療するだけでなく、患者の生活面、家族関係などに配慮して診療している
- ② 地域の医療機関との病診（病病・診診）連携が行われている
- ③ チーム医療を行っている
- ④ 在宅医療・ケアを行っている
- ⑤ 地域の保健・医療・福祉（介護）サービスと連携して、必要なひとに、必要な医療・保健・福祉（介護）サービスを提供している

大分類-2 地域包括医療・ケアを実践していること

次の5項目の「地域包括医療・ケアに関する実践の状況」のうち、3項目に該当し、かつその点数の合計が60点以上であること（具体的な「地域包括医療・ケアに関する実践の状況」は次表）

- ① 在宅医療・ケアサービス 7項目のうち、2項目以上に該当すれば20点
- ② 保健事業 14項目のうち、2項目以上に該当すれば20点
- ③ 機能連携 8項目のうち、3項目以上に該当すれば30点
- ④ 介護保険事業 13項目のうち、2項目以上に該当すれば20点
- ⑤ 保健医療福祉統合 5項目のうち、1項目以上に該当すれば10点

【表】

地域包括医療・ケアに関する実践の状況

①在宅医療・ケアサービス		e	看護協会と連携している
a	訪問診療を行っている	f	社会福祉協議会と連携している
b	訪問看護を行っている	g	ボランティアを受け入れている
c	訪問リハビリを行っている	h	介護保険施設を併設している、又は機能連携を図っている
d	訪問栄養指導を行っている		
e	訪問薬剤管理指導を行っている	④介護保険事業	
f	在宅ターミナルケアに取り組んでいる	a	訪問介護事業を行っている
g	退院計画を作り、在宅医療・ケアにつなげている	b	訪問入浴介護事業を行っている
h		c	訪問看護事業を行っている
②保健事業		d	訪問リハビリテーション事業を行っている
a	健康教育事業を実施している	e	通所介護事業を行っている
b	健康相談事業を実施している	f	通所リハビリテーション事業を行っている
c	健康診査事業を実施している	g	福祉機器貸与事業を行っている
d	訪問指導事業を実施している	h	居宅療養管理指導事業を行っている
e	機能訓練事業を実施している	i	短期入所療養介護（ショートステイ）事業を行っている
f	栄養指導事業を実施している	j	
g	歯科口腔ケアを実施している	k	居宅介護支援（ケアプラン作成）事業を行っている
h	転倒・骨折予防事業を実施している		
i	認知症予防事業を実施している	l	介護保険主事医意見書を作成している
j	IADL事業を実施している	m	介護保険認定審査委員に職員が参加している
k	運動指導事業を実施している	⑤保健医療福祉統合	
l	家族介護教室を実施している	a	関係役員等（主張・議会・院長・所長）との医師疎通が図られている
m	産業保健事業に参画している		
n	学校保健事業に参画している	b	保健・医療・福祉（介護）関係職員が常時ミーティングを行っている
③機能連携			
a	市町村保健センター（類似施設を含む）を併設している又は機能連携を図っている	c	保健・医療・福祉（介護）関係職員が施設・機器を共同で使用している
b	保健所と機能連携を図っている	d	地域リハビリテーションを行っている
c	医師会と連携している	e	離島・へき地医療を行っている
d	歯科医師会と連携している	f	その他これらに準じた事項（）

(2) 認定施設の特例施設

前項の認定施設には該当しないが、認定施設の特例施設として地域包括医療・ケアの推進に貢献し、認定施設とともに臨床研修病院群を構成する等新臨床研修制度の理念に則った医師・歯科医師の育成に努めている施設については、認定施設に準じて認定します。

(3) 認定医

次に掲げる3項目の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 認定施設において地域包括医療・ケアを実践している実績が初期臨床研修期間を除いて5年以上あること
- ② 地域包括医療・ケアに関する学会・研究会（院内研究会等を含む）への参加実績又は地域包括医療・ケアに関する研究実績（院内誌等への発表を含む）があること
- ③ 教育指導に関して熱意があり、教育指導の経験があること又は、臨床研修指導医養成講習会への参加経験を有していること

①の地域包括医療・ケアを実践している実績は、次により審査します

次の1)～5)の項目のうちの2項目以上に該当し、かつ、6)～9)の項目のうち2項目以上に該当すること

- 1) 地域包括医療・ケアの意義を理解し、指導している
- 2) 他科への紹介や連携を通して、患者を総合的に治療している
- 3) 他院や他施設を紹介し、患者のクオリティの高い治療ができるようにマネジメントしている
- 4) 患者や家族に生活指導できるように指導している
- 5) 病院や診療所内の他職種のスタッフと一緒にチーム医療を行い、その意義を指導している
- 6) 医療保険制度を理解し、指導している
- 7) 介護保険制度を理解し、指導している
- 8) 治す医療だけでなく、障害のある患者やターミナルステージにいる患者を「支える医療」を指導している
- 9) 次に掲げる項目のうち、2項目以上に該当している
 - Ⓐ 在宅診療の技術や意義を指導している
 - Ⓑ 老人保健施設や特別養護老人ホームなどで医師、歯科医師の役割を指導している
 - Ⓒ 地域の健康づくり運動を指導している
 - Ⓓ 学校医のあり方を指導している
 - Ⓔ 予防接種や学校・企業の健診のあり方を指導している
 - Ⓕ 地域における障害者の会のイベントやスポーツ退会を、医師、歯科医師としてサポートするあり方を指導している
 - Ⓖ その他、医師、歯科医師として地域で支援することを指導している

③の「教育指導に関して熱意があり、教育指導の経験があること又は、指導医養成講習会への参加経験を有していること」については、次に掲げる事項を勘案して審査します。

1) 教育指導経験

医師、歯科医師、看護師その他のコ・メディカル（介護職種を含む）（これらの教育課程にある者を含む）を対象とする教育指導経験が豊富であること

2) 臨床研修指導医養成講習会への参加経験

次に掲げる臨床研修指導医養成講習会のいずれかに参加していることが望ましいこと

（ディレクター・タスクフォース・受講者としての参加実績のいずれも可）。

⑦ 富士研ワークショップ

① 臨床研修開発ワークショップ

⑦ 国診協・全自病協共催新臨床研修指導医養成講習会

⑨ その他、厚生労働省が定める開催基準に該当していることとして確認されている講習会又は厚生労働省が後援した講習会

(4) 認定医の特例(認定を受けていない施設の医師、歯科医師)

所属施設が地域包括医療・ケア認定施設の認定を受けていない場合には、前記（3）の要件と同程度の実績があること。

また、所属施設長(院長等)もしくは認定を受けている医師又は歯科医師の推薦があることが必要です。

(5) 認定医の特例

Ⅲの1の（2）の認定施設の特例施設に所属する医師、歯科医師については、認定医に準じて審査します。

(6) 地域包括ケア認定専門職

次に掲げる2項目の要件をすべて満たしていることが必要です。

① 認定施設において地域包括ケア業務に従事している実績が5年以上あること

② 地域包括医療・ケアに関する学会・研究会（院内研究会等を含む）への参加実績又は地域保健・医療に関する研究実績（院内誌等への発表を含む）があること

（①の地域包括ケアの実績は、認定施設及びそれに併設の保健・医療・福祉関係施設において地域包括ケア業務に従事した経験により判定します）

(7) 実績年数

認定施設、認定医、認定専門職の実績要件として5年間の地域包括医療・ケアの実践実績を必要としますが、申請時の年度満了で5年間に達する見込みである場合でも申請可能とします。

尚、審査は申請時の年度満了をもって行うこととします。

IV 認定と審査委員会

- 1 認定は両協議会の会長が連名で行います
- 2 認定施設、認定医、認定専門職の認定・更新・認定の取り消しの審査を行うため「地域包括医療・ケア認定審査委員会」を置きます
- 3 審査委員会は審査に必要があるときは申請者等に説明をいただく場合があります

V 認定審査料

認定申請を行うときは認定審査料として、認定施設については病院1件5万円、診療所1件2万円、認定医については1人につき1万円、認定専門職については1人につき5千円を納付していただきます

認定申請書類の提出後、請求書を発行送付いたしますので、定める期間内に納付していただきます。

VI 認定証書

認定者は認定を相当と認めるときは地域医療・ケア認定証書を交付します

VII 認定の有効期間、更新、取り消し等

- 1 認定証書の効力は、認定書発行の日から5年をもって消滅します
- 2 認定証書の効力が期間経過により消滅したときは、事前又は事後に、第Ⅱに定める手続きに準じて、その更新を申請することができます
- 3 前項の申請を受け、認定を相当と認めたときは認定証書を交付します
- 4 認定者は認定施設、認定医及び認定専門職について、その認定が相応しくないとみとめられる事情が生じたときは、当該認定を取り消すことがあります